

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和7年10月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	個人に対して課税する住民税(市町村民税、都道府県民税)を管理する。 所得、控除情報より住民税額を算出し、通知書・納付書を発行する。 ①課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、市民税・県民税申告書)を取り込み課税情報を作成する。 ②課税情報(所得、控除)より、住民税額(普通徴収、給与特徴、年金特徴)を算出し通知書・納付書を発行する。 ③申告漏れ、誤りがある場合、随時更正処理を行う。 ④年金特徴について、対象者情報、依頼情報、異動情報、結果情報の受け渡しを行う。 ⑤報告書(調定額集計表、課税状況調べ等)を作成し、提出する。 ⑥課税情報の照会、通知書、納付書の再発行、所得証明書の発行。 ⑦所得・課税証明書のコンビニ交付に関する事務
③システムの名称	・個人住民税システム ・番号連携サーバー(団体内統合宛名管理システム) ・中間サーバー ・国税連携システム ・申告支援システム ・eLTAXシステム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・課税情報ファイル ・資料マスターファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表24の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第50条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 並びに番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1269
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月19日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	税務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	税務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1269	事後	
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 麻生悦博	税務課長 鶴原 章二	事後	
平成29年6月1日	17 請求先	総合政策課 〒879-5498 大分県由布市庄内町	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel 097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため
平成29年10月30日	評価実施機関名	由布市長 首藤 奉文	大分県由布市長	事後	市長名の削除
平成30年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 鶴原 章二	税務課長 河野 克幸	事後	
令和1年5月10日	新様式への変更			事後	
令和3年9月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年6月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年6月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年2月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	個人に対して課税する住民税(市町村民税、都道府県民税)を管理する。	個人に対して課税する住民税(市町村民税、都道府県民税)を管理する。	事前	コンビニ交付開始に伴う追加
令和5年2月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	・個人住民税システム ・団体内統合宛名管理システム	・個人住民税システム ・番号連携サーバー(団体内統合宛名管理シ	事後	
令和5年2月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第8号 別表第二 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事後	
令和6年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第16	番号法第9条第1項 別表24の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	事後	番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第16	番号法第9条第1項及び同法別表24の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	事後	番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2	事後	番号法改正に伴うもの
令和6年12月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応のため
令和6年12月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応のため
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作業	旧様式になし	2) 十分である ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	IV 11. 最も優先度が高いと思われる対策	旧様式になし	9) 従業者に対する教育・啓発 2) 十分である 由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの
令和7年10月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	個人に対して課税する住民税(市町村民税、都道府県民税)を管理する。 所得、控除情報より住民税額を算出し、通知書・納付書を発行する。 ①課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)を取り込み課税情報を作成する。 ②課税情報(所得、控除)より、住民税額(普通徴収、給与特徴、年金特徴)を算出し通知書・納付書を発行する。 ③申告漏れ、誤りがある場合、随時更正処理を行う。 ④年金特徴について、対象者情報、依頼情報、異動情報、結果情報の受け渡しを行う。 ⑤報告書(調定額集計表、課税状況調べ等)を作成し、提出する。 ⑥課税情報の照会、通知書、納付書の再発行、所得証明書の発行。 ⑦所得・課税証明書のコンビニ交付に関する事務	個人に対して課税する住民税(市町村民税、都道府県民税)を管理する。 所得、控除情報より住民税額を算出し、通知書・納付書を発行する。 ①課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、市民税・県民税申告書)を取り込み課税情報を作成する。 ②課税情報(所得、控除)より、住民税額(普通徴収、給与特徴、年金特徴)を算出し通知書・納付書を発行する。 ③申告漏れ、誤りがある場合、随時更正処理を行う。 ④年金特徴について、対象者情報、依頼情報、異動情報、結果情報の受け渡しを行う。 ⑤報告書(調定額集計表、課税状況調べ等)を作成し、提出する。 ⑥課税情報の照会、通知書、納付書の再発行、所得証明書の発行。 ⑦所得・課税証明書のコンビニ交付に関する事務	事前	税制改正に伴うもの
令和7年10月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年12月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	税制改正に伴うもの
令和7年10月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年12月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	税制改正に伴うもの